

公益社団法人 日本交通政策研究会

賛助会員規則

平成22年2月1日施行

(目的)

第1条 この規則は、定款第7条第2項及び第8条第3項の規定に基づき公益社団法人日本交通政策研究会（以下「本法人」という）の賛助会員に関する必要な事項を定める。

(入会)

第2条 賛助会員になろうとする企業及び団体は、所定の申込書にその旨を記載して、代表理事あてに入会申込みを行う。

2 理事会において、前項より提出された書類に基づき、賛助会員として適格と判断した場合に、これを承認し賛助会員とすることができる。

(賛助会費)

第3条 賛助会員は、年間1口10万円を1口として、1口以上の年会費を負担する。

ただし、賛助会費の60%以上は公益目的事業に、40%以下は管理費に充当するものとする。

2 賛助会員は、毎年当該年度分の賛助会費を年度当初に納入することとする。

ただし、やむをえない事情があるときは分割納入できる。

3 退会した賛助会員は、既に納入した賛助会費の返還を請求することができない。

(権利)

第4条 賛助会員は、本法人の調査研究成果の刊行物などの出版物の配布を受け、また本法人が主催する講演会・シンポジウムなどの開催案内を受け、これに出席することができる。

2 賛助会員は、本法人との懇談会等において、調査・研究などについて、意見・要望を求めることができる。

(賛助会員評議会)

第5条 本法人に賛助会員をもって賛助会員評議会を設ける。賛助会員評議会は少なくとも年1回開催し、本法人の事業内容の報告を受け、また事業に対する要望を提出することができる。